

西成区保健福祉センター分館における 「ケースワーク業務」の区役所本館への移転について

1 分館の概要

(1) 業務内容

① 受付面接業務	・生活保護の開始申請に関する相談・受付 ・住居のない方のケアセンター入所受付や医療・生活の相談
② 結核健診業務	・胸部 X 線（レントゲン）検査の即時読影や医療機関との連携
③ ケースワーク業務	・生活保護のケースワーク（被保護世帯 4,980 件） 太子 1・2 丁目、萩之茶屋 1・2 丁目を担当

※①は福祉局更生相談所（平成 26 年度）から、②は健康局保健所分室（平成 25 年度）からそれぞれ分館へ業務を引き継ぐ。

※③は区役所本館から分館へ平成 26 年度に移転。

(2) 施設概要

昭和 37 年建築 5 階建て（1～3 階を使用） エレベーター無し

老朽化が激しく、トイレ排水管の亀裂や天井の水漏れが昨年に続いて今年も発生する等しており、施設への負荷軽減が早急に必要な状況にある。

2 区役所本館へのケースワーカー（CW）移転について

(1) 平成 26 年度に分館へ CW を移転した経過

区役所では被保護世帯の急増により事務スペースの狭隘化が喫緊の課題であった。

また旧更生相談所から引き継いだ①の業務応援も必要であったことから、平成 26 年 4 月に区役所本館から分館へ一部の CW を移転した。

(2) 被保護世帯や施設の状況

担当地域（西成区太子 1・2 丁目、萩之茶屋 1・2 丁目）の被保護世帯数は、この間、大幅に減少しており、今後も減少傾向が続く見込みである。また、建物は築 60 年以上を経過しており、トイレなど設備面の老朽化が著しく進んでいる状況にある。

(3) 被保護者への支援の充実に向けて

生活保護のケースワークにおいては、被保護者のニーズを CW が把握し、区役所内各部署で実施されている福祉五法や保健医療など適切な他法に基づく施策につなげることで、本人の福祉の向上につながる。

区役所に CW が配置されることにより、より迅速かつ円滑に、区役所内各部署の手続きや相談につなぐことが可能となる。

3 今後の予定

- ・区役所内に事務スペースが整備でき次第、CWを区役所へ移転する(令和9年1～2月頃)。
- ・移転後、当面の間はCWが分館に日々出張し、来庁者の対応やCWの移転について丁寧に説明をしていく。
- ・なお、①と②については現時点であいりん地域に必要な不可欠な機能であり、移転先を現在検討中。

(参考)

主な他法・他施策などについて

区役所の担当課		他法・他施策など
6階	保険年金	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度
	はぎさぽーと	生活に困っている方や不安を抱えている方への相談サポート 子ども自立アシスト事業（高校就学支援）
5階	介護保険	介護保険制度
	地域福祉	高齢者福祉、各種障がい者福祉、各種手帳
	子育て支援	助産制度、各種手当、ひとり親支援など
3階	生活支援	就労支援事業、更生援護資金の貸付、保護費の現金払い
2階	地域保健	医療助成・給付、各種手帳
1階	住民情報	転入等の住所変更、マイナンバーカードの作成など